

津波発生時の避難確保計画

【施設名： 秋田県児童会館 】

令和 7 年 9 月 8 日 作成

目 次

1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1	}	様式 1
2	計画の報告・公表・・・・・・・・・・・・	1		
3	計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・	1		
4	防災体制確立・・・・・・・・・・・・・・	2		様式 2
5	情報収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・	3		様式 3
6	避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・	4		様式 4
	避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・	4		
7	避難の確保を図るための資機材・・・・・・・・	5	}	様式 5
8	防災教育および訓練の実施・・・・・・・・・・	5		
9	防災教育および訓練の年間計画・・・・・・・・	5		

個人情報等を含むため適切に管理 ※非公開

10	緊急連絡網・・・・・・・・・・・・・・・・	6	}	様式 6
11	外部機関等への緊急連絡先一覧表・・・・・・・・	6		
12	防災体制一覧表・・・・・・・・・・・・・・	7		様式 7

1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告・公表

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表する。

【公表の例】

- ・施設のホームページに掲載する。
- ・施設のフリースペース等に掲示する。

3 計画の適用範囲

この計画は、児童会館に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

津波ハザードマップに基づく基準水位 2.5 m
浸水開始時間 4 6 分

想定する人数（児童会館）			
平日		休日	
利用者	職員	利用者	職員
163 名	3～4 名	530 名	7～10 名
想定する人数（子ども劇場）			
平日		休日	
利用者	職員	利用者	職員
108 名	1～2 名	222 名	2～3 名

【休館日の対応】

休館日に発災した場合は、職員は、自らの安全を最優先とし来館しないこと。
管理権限者は、県と連絡を取り対応を協議すること。

4 防災体制の確立は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期および役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
・ 緊急地震速報 ※日本海側を震源とする地震	注意体制確立	①津波情報等の情報収集 ②館内の状況確認 ③来館者の帰宅誘導 ④県との連絡対応 ⑤施設確認の上、職員帰宅	①情報伝達係 ②避難誘導係 ③避難誘導係 ④館長・副館長 ⑤館長・副館長
・ 秋田県沿岸部に津波注意報の発表	警戒体制確立	①臨時休館の検討 ②津波情報等の情報収集 ③館内の状況確認 ④使用する資器材の準備 ⑤館内放送により来館者及び職員全員の避難準備 ⑥県との連絡対応	①館長・副館長 ②情報伝達係 ③情報伝達係 ④避難誘導係 ⑤避難誘導係 ⑥館長・副館長
・ 秋田県沿岸部に津波警報、大津波警報（津波特別警報）の発表 ・ 避難指示の発令（※）危険の前兆を確認	非常体制確立	①臨時休館 ②使用する資器材の準備 ③館内放送により来館者及び職員全員の避難準備 ④来館者及び職員全員を津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）の外への避難誘導 ※津波避難ビルのため、施設は開放しておく ⑤県との連絡対応	①館長・副館長 ②避難誘導係 ③情報伝達係 ④館長・副館長 避難誘導係 ⑤館長・副館長

（※）強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や秋田県及び秋田市からの避難指示の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難を開始する必要がある。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波注意報・津波警報・注意報 津波情報（予想される津波の到達時刻や高さ）	秋田県防災ポータルサイト、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）、気象庁ホームページ、など
避難指示	秋田市ホームページ、秋田県防災ポータルサイト、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）など

(2) 情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

【参考】津波警報、注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

ア 避難場所は下表のとおりとする。

(津波浸水想定区域)の外への避難を基本とする。

ウ 津波避難ビルは津波災害警戒区域の外への避難が間に合わない場合、緊急的に避難する建物のため、基本的に津波避難ビルは避難場所として設定しない。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離および移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	八橋運動公園	(475) m	■徒歩 10分 □車両 () 台

※立ち退き避難を原則とし、屋内避難はしない。

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難経路および避難場所は、以下のとおりとする。

避難経路図



7 避難の確保を図るための資機材

情報収集・伝達および避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり__ℓ） ☐ 食料（1人あたり__食分） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

8 防災教育および訓練の実施

- ・毎年全職員を対象として、情報収集・伝達および避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・毎年、緊急防災無線、非常口等の避難設備の点検を実施する。
- ・その他、年間の教育および訓練計画を毎年4月に作成し、県に提出する。

9 防災教育および訓練の年間計画

防災体制の確立・
避難確保計画の年度版作成

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

実施予定
月日

（ 4 月 末 日 ）

職員への防災教育

○避難確保計画等の情報の共有
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承など

実施予定
月日

（ 毎 月 月 会 議 日 ）

情報伝達・避難訓練

○職員の緊急連絡網の試行
○全職員への連絡にかかる時間の計測など
○防災体制と役割分担の確認、試行
○館内放送による職員の参集訓練
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など

実施予定
月日

（ 9 月 中 旬 ）

実施予定
月日

（ 3 月 中 旬 ）

避難確保計画の更新

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。